

2023 年 8 月 17 日
目黒労協発第 22-18 号

目黒地区労働組合協議会
(目黒区鷹番 3-1-1 石田ビル 302)
議長 井上 晴雄

『東京都最低賃金の低額改定に異議を申し立てます』

2023 年 8 月 7 日、東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金(以下「東京最賃」と略)の 41 円 (3.8%) 引き上げを答申しました。目黒地区労働組合協議会（以下「目黒労協」と略）は、以下 8 月 7 日の審議会答申による東京の最低賃金改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと「低額」改定の変更を求めます。

1、「実質賃金低下」の低額改定は認められません

最低賃金周辺の賃金で暮らす労働者は、東京では全労働者の 4 分の 1 以上にあたりますが、今回の最低賃金 3.8%引き上げは、物価上昇に全く追いつかず、「実質賃金低下」となります。23 春闘結果も「実質賃金低下」の水準となりましたが、正社員などでしたら「来年以降の賃上げに期待」も言えますが、最低賃金近辺で働く労働者の「実質賃金低下」は認められません。

2、東京最賃 41 円(3.8%)引き上げはあまりに低すぎます

今年の中央最低賃金審議会（以下「中賃」と略）では、昨年来の物価上昇、2023 年 10 月を待たずに最低賃金の再改定を求める声（目黒労協も 2022 年 12 月 16 日、東京労働局長へ「地域別最低賃金再改正の要請」を行いました）の中で、物価上昇を重視した目安検討が行われました。特に昨年の最低賃金改定時(2022 年 10 月)以降の物価上昇が問われ、7 月 26 日、中賃目安小委員会に以下の追加資料（以下「目安小委資料」と略）が提出されました。中賃の全国加重平均 1,002 円に向け 4.3%に引き上げという目安は、この目安小委資料の昨年 10 月以降 4.3%物価上昇という数値に対応しています。

■2022 年 10 月～2023 年 6 月の物価上昇率（持ち家の帰属を除く総合）

年・月	令和 4 年			令和 5 年						令和 4 年10月～ 令和 5 年 6 月
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5

しかしこの資料では、東京を含む A ランク地域では、4.5%の物価上昇としています。これに対して東京最賃の 41 円 3.8%引き上げはあまりに低過ぎ、このままでは 1%の実質賃金低下にあたります。中賃目安額のみからも、4.5%・48 円以上の引き上げが必要です。東京最賃の再審議を求めます。

3、中賃目安通りの東京最賃を改めてください

中賃目安小委 2023 年 6 月 30 日の資料によると、東京最賃は過去 10 年間で中賃目安通りの改定でした。一度も上げが無かったのは、47 都道府県の中で東京だけです（目安小委資料 p49）。この結果、東京最賃の引き上げは、全国平均より 0.4%程度低く押しとどめられ、今年は 0.5%も低い水準になろうとしています（目安小委資料 p51,53 より作成）。

■過去 10 年の最低賃金引上げ率

年	2013年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	平均 2020 除	2023
全国	3.66%	2.09	2.31	3.13	3.04	3.07	3.09	0.11	3.10	3.33	2.98%	4.3%
Aランク	3.98%	2.27	2.34	2.86	2.22	2.93	2.96	0.10	2.87	3.09	2.84%	
東京	2.24%	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	2.76	2.96	2.61%	3.8%?

2023 年 8 月 10 日現在、鳥取:46 円・5.39%(目安プラス 7 円)、秋田:44 円・5.16%(目安プラス 5 円)、鹿児島 44 円・5.16%(目安プラス 5 円)など、中賃目安を大きく上回る各県最賃答申が続いています。東京最賃の再審議を求めます。

4、東京最賃の審議過程の公開を求めます

今年の各県・最賃審議では、中賃の審議公開拡大:目安小委の部分公開や、審議資料の迅速公開などに応じて、各県専門部会の部分公開など、審議内容の公開が進みました。その中で各県審議会は、専門部会を公開のもと繰り返しています。沖縄ではすでに 8 月 10 日現在 7 回の専門部会が、埼玉でも 5 回の専門部会が開催されています。

しかし東京では、専門部会は公示すらなされず、会議資料も公開されないまま非公開で 8 月 4 日、秘密裏に 1 回開催されただけです。この専門部会の審議を受け、東京最賃は 8 月 7 日の審議会本審で 41 円(3.8%)の引き上げが答申されました。そこでは裁決がなされ、使用者側 4 名が反対したと報道されています。

(NHK ニュース 8 月 7 日夕)。しかし使用者側 6 名のうちどなたが反対されたのか、またその理由も全く分かりません。審議会の審議内容、各々の委員の主張や争点など、全く非公開のままです。

目黒労協では審議会に、2023 年 6 月 27 日付「審議公開を求める要請書」を提出しましたが、全くお答えもいただかず、審議されたか否かもわかりません。また 2023 年 7 月 16 日に提出の「意見書」でも、審議会の公開を求めました。これは計 108 本に上る「意見書」とともに、審議会に提出されましたが、その内容についてどう論議されたか、委細うかがいすることもできていません。

東京最賃決定の論拠、審議内容が全く非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めることは許せません。審議内容を公開し、東京最賃の再審議を行うことを強く求めます。

以上